**みどりの風ふくまちビジョン【計画4　子どもたち一人ひとりに質の高い教育を】**

**「平成28年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　練馬区教育委員会教育指導課

■目的　■いじめの定義　■基本理念

■**いじめの禁止（第４条）**

**■**地方公共団体の責務　■学校設置者の責務

**■学校および学校の教職員の責務**

■保護者の責務

◇道徳教育および体験活動の充実

◇児童等の自主的活動の支援、児童等および保護者への啓発

◇定期的な調査

◇相談体制の整備

◇教職員研修の計画的実施

◇インターネットによるいじめに対する啓発活動

◇重大事態の調査、調査結果の保護者への提供

**◇いじめ防止基本方針の策定**

**◇いじめ防止等の対策のための組織の設置**

◇いじめに対する措置

◇校長および教員による懲戒

**いじめ防止対策推進法**

**（平成25年6月公布、9月施行**）

東京都いじめ防止対策推進条例

東京都いじめ防止対策推進方針

東京都教育委員会いじめ総合対策

**練馬区教育委員会いじめ問題対策方針（学校向け概要）（平成26年４月策定、毎年４月改訂**）

４　学校（園）の取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 方針の策定について

　ア　方針の実行、評価、改善

　イ　方針の学校ホームページ等での公開

　ウ　方針の保護者会での説明

② 組織の設置について

　ア　組織の名称、実施体制、役割等を方針に明記

イ　学校いじめ対策推進教員を指名

　ウ　重大事態の対応組織を明記

（２）いじめの防止

　　① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

　　② 児童生徒の主体的な活動の促進

　　　ア　いじめ一掃プロジェクト、ふれあい月間

　　　イ　児童会、生徒会を中心とした活動

　　　　・「ＳＮＳ学校ルール」の策定

　　③ 教職員の指導力の向上

（３）いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

　・年３回の調査に加え、毎月の学校独自の調査

② 教育相談の充実

　・小５、中１のＳＣとの全員面接　ほか

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

・情報モラル教育の充実

・方針の公開　　ほか

（４）いじめへの対処

　　① 被害･加害への適切な対応

② 組織対応

③ 重大事態への対処

④ インターネットにおけるいじめへの対応

⑤ 幼保小、小中の連携

（５）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 教職員による学校評価における評価、見直し

② 児童･生徒、保護者･地域からの評価、見直し、ほか

１　練馬区の基本姿勢

（１）**いじめは**、人間として絶対に許されない**人権侵害である**。

（２）いじめは、どの児童生徒にも、どの学校（園）においても

起こり得るとの認識に立ち､いじめが発生した場合には､**い**

**かなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応**する。

２　基本的な考え方

（１）学校は「危機意識」と「当事者意識」を高くもち、子ども

を守るのは第一義に学校であるとの意識で指導に当たる。

（２）いじめの未然防止、早期発見に向け、これまでの指導を見

直し、実効的な取組を行う。

（３）いじめの早期解決に向けて教育委員会との連携を強化する

とともに、関係機関との連携を深める。

３　教育委員会の取組

（１）いじめの防止等のための組織等の設置

① いじめ等対応支援チームの設置

② 総合教育会議との連携　ほか

（２）いじめの的確な実態把握・分析活用

　① 定期的ないじめ実態調査の実施

　② インターネット上のいじめに関する情報把握および理解促進

（３）学校（園）・教職員への指導・助言

　①　生活指導担当者研修会・いじめ･不登校対応研修会の開催

②　重大事態への対処について　ほか

（４）児童生徒への働きかけ

　①　いじめ一掃プロジェクトの実施

②　いじめ防止リーフレットで相談機関の周知

③　情報モラル講習会の実施　ほか

（５）保護者・地域との連携強化および啓発の促進

　①　いじめ防止実践事例発表会の開催

②　いじめポスターや教育だよりでの広報　ほか

（６）いじめ改善に向けた制度の運用

（７）就学前教育への支援

（８）関連機関との連携強化

【平成28年度の改善点】

○学校いじめ対策推進教員の指名

○「ＳＮＳ学校ルール」の作成

資料　２

**平成28年度学校いじめ対応基本方針の策定**